

法律により耐震診断を行い、所管行政庁へ耐震診断結果を報告することが義務付けられるもの  
 ( 改正法附則第3条 要緊急安全確認大規模建築物 )

用途	義務付け対象建築物の要件
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数2以上かつ床面積の合計3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケット その他の物品販売業を営む店舗	
ホテル、旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、 身体障害者福祉センター その他これらに類するもの	
幼稚園、保育所	階数2以上かつ床面積の合計1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは 航空機の発着場を構成する建築物で 旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車 又は自転車の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他 これらに類する公益上必要な建築物	
危険物の貯蔵場又は 処理場の用途に供する建築物	